

男鹿市告示第 6 8 号

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱（令和元年男鹿市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（交付金額） 第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。 （対象者要件） 第 3 条 <u>申請時において、次の</u>第 1 号の要件を満たし、か	（交付金額） 第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円<u>（ただし、令和 5 年 3 月31日以前に本市に転入した場合にあっては30万円とする。）</u>を加算する。 （対象者要件） 第 3 条 <u>次の</u>第 1 号の要件を満たし、かつ、第 2 号<u>又は第</u>

改正後	改正前
つ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（<u>昭和44年法律第79号</u>）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (イ) （略） (ウ) （略） イ （略）	<u>3号</u>の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては<u>第4号</u>の要件を満たす申請者を対象とする。 (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。 ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（<u>昭和44年法律79号</u>）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者として通勤に限る。）以下同じ。）をしていたこと。 (イ) （略） (ウ) （略） イ （略）

改正後	改正前
ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) (略) (イ) 日本国籍を有する者、又は外国人であって、<u>出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、</u> <u>「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、</u> <u>「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日</u> <u>本の国籍を逸脱した者等の出入国管理に関する特</u> <u>例法に定める「特別永住者」</u>のいずれかの在留資 格を有すること。 (ウ) (略) (2) 就職に関する要件 ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) (略) (イ) (略) <u>(ウ)～(キ)</u> (略) イ (略) (3) テレワークに関する要件	ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) (略) (イ) 日本国籍を有する者、又は外国人であって、<u>永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者</u> <u>の配偶者等、定住者、特別永住者</u>のいずれかの在 留資格を有すること。 (ウ) (略) (2) 就職に関する要件 ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) (略) (イ) (略) <u>(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、</u> <u>取締役などの経営を担う職務を務めている法人へ</u> <u>の就業でないこと。</u> <u>(エ)～(ク)</u> (略) イ (略) (3) テレワークに関する要件

改正後	改正前
次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア (略) <u>イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しないこと）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</u> <u>ウ 新しい地方経済・生活環境創生交付金又はその前歴事業</u>を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 (4) 本事業における関係人口に関する要件 秋田県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、<u>次の「関係人口に関する要件」のいずれかに該当し、かつ、「地域の担い手確保に関する要件」のいずれかに該当すること。</u> <u>ア 関係人口に関する要件</u> (ア) <u>移住・関係人口に係る体験会や交流会に参加経験を有する者</u> (イ) <u>本市のお試し移住体験に参加経験を有する者</u> (ウ) <u>本市の移住活動支援事業補助金を利用したことがある者</u> (エ) <u>ナマハゲ伝導士の認定を受けた者</u> (オ) <u>転入日の属する年度を含め過去3年度以内に男</u>	次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア (略) <u>イ 地方創生テレワーク交付金</u>を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 (4) 本事業における関係人口に関する要件 秋田県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、<u>本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</u> <u>ア 移住・関係人口に係る体験会や交流会に参加経験を有する者</u>

改正後	改正前
<u>鹿市へのふるさと納税をしたことがある者</u> (カ) <u>首都圏男鹿の会の会員又はその家族である者</u> イ <u>地域の担い手確保に関する要件</u> (ア) <u>秋田県内で農林水産業に就業する者</u> (イ) <u>秋田県内で家業等へ就業する者</u> (ウ) <u>男鹿市内の事業所等に就業する者（国家公務員を除き地方公務員を含む）</u> (エ) <u>男鹿市内で新たに事業を営む者（個人事業主を含む）</u> (オ) <u>男鹿市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</u> (5)及び(6) （略） （報告及び立入調査） 第9条 市は、<u>定住及び就業状況を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して</u>報告及び立入調査を求めることができる。 （就業状況等の異動届出）	イ <u>本市のお試し移住体験に参加経験を有する者</u> ウ <u>本市の移住活動支援事業補助金を利用したことがある者</u> エ <u>ナマハゲ伝導士の認定を受けた者</u> (5)及び(6) （略） （報告及び立入調査） 第9条 県及び市は、<u>第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する</u>報告及び立入調査を求めることができる。 （就業状況等の異動届出）

改正後	改正前
第10条 移住支援金の交付決定を受けた者は、<u>交付決定を受けた年度の翌年度</u>から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、就業状況等の異動届出（様式第7号）により市長に届出をしなければならない。	第10条 移住支援金の交付決定を受けた者は、<u>交付決定を受けた日</u>から5年間においてその住所、就業先について異動があった場合は、就業状況等の異動届出（様式第7号）により市長に届出をしなければならない。

改正後

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ 氏 名			
住 所	〒		
性 別		生年月日	年 月 日
電話番号			
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当欄に○印を付けてください）

単身・世帯の別	単身		世帯	
	※世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない）		人	
	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数		人	
移住支援金の種類	就業		起業	
	テレワーク		関係人口	

改正前

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

第 2 期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ 氏 名			
住 所	〒		
性 別		生年月日	年 月 日
電話番号			
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当欄に○印を付けてください）

単身・世帯の別	単身		世帯	
	※世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない）		人	
	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数		人	
移住支援金の種類	就業		起業	
	テレワーク		関係人口	

改正後

3 各種確認事項（該当欄に○印を付けてください）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する		誓約しない	
別紙2「第2期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	同意する		同意しない	
申請日から5年以上継続して、申請先市町村に居住し、かつ、就業・起業する意思について	意思がある		意思がない	
（テレワークの場合のみ記載） 男鹿市への移住の意思について	自己の意思である		所属からの命令である	
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて	誓約する		誓約しない	

4 転出元の住所

〒

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

期間	就業先	就業地

改正前

3 各種確認事項（該当欄に○印を付けてください）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する		誓約しない	
別紙2「第2期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	同意する		同意しない	
申請日から5年以上継続して、申請先市町村に居住し、かつ、就業・起業する意思について	意思がある		意思がない	
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない		3親等以内の親族に該当する	
（テレワークの場合のみ記載） 男鹿市への移住の意思について	自己の意思である		所属からの命令である	
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて	誓約する		誓約しない	

4 転出元の住所

〒

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

期間	就業先	就業地

改正後

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署		
住 所	〒	
勤務先に行く頻度	週・月・年	回程度／行くことはない／その他（ ）

管理コード (県及び市町村使用欄)	
-------------------	--

改正前

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署		
住 所	〒	
勤務先に行く頻度	週・月・年	回程度／行くことはない／その他（ ）

管理コード (県及び市町村使用欄)	
-------------------	--

改正後

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請（報告）用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない □プロフェッショナル人材事業 □先導的人材マッチング事業

※ 第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、秋田県及び男鹿市の求めに応じて、同秋田県及び男鹿市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

改正前

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の ☐ 申請用 ☐ 実績用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業 又は先導的人材マッチング事業 を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない □プロフェッショナル人材事業 □先導的人材マッチング事業

※ 第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び市の求めに応じて、県及び市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

改正後

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務先所在地 （移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先の企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等）ではない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者に新しい地方経済・生活環境創生交付金又はその前歴事業による資金提供をしていない

※ 第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、秋田県及び男鹿市の求めに応じて、同秋田県及び男鹿市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

改正前

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の ☐ 申請用 ☐ 実績用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務先所在地 （移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先の企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

※ 第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び市の求めに応じて、県及び市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

改正後	改正前
別紙 2 別紙 2 第 2 期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に係る 個人情報の取扱い 秋田県及び男鹿市は、第 2 期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して 得た個人情報について、県及び本市が定める個人情報の保護に関する法律 等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、秋田県及び男鹿市は、当該個人情報について、他の都道府県にお いて実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告、県内移 動の場合における適切な居住地把握等のため、国、他の都道府県、他の市 区町村に提供し、又は確認する場合があります。	別紙 2 別紙 2 第 2 期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に係る 個人情報の取扱い 県及び本市は、第 2 期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個 人情報について、県及び本市が定める個人情報の保護に関する法律等の規 定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、県及び本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実 施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、 他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。